

議案第48号

加西市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

加西市福祉事務所設置条例（昭和 42 年加西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(審議資料)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）が平成26年4月23日に公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、法律の題名が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されるため、法律を引用している箇所を修正を行うもの